

道路占用制度の概要

道路は、人の交通、物資の輸送のための交通施設として重要な役割（道路本来の機能）を担っているが、他方で、電気、通信、ガス、上下水道等の市民生活に欠くことのできない公益施設や地下鉄、モノレール等の公共交通機関、さらには沿道の私的経済活動等に伴って必要となる様々な施設の収容空間としても利用されており、その役割は、ますます重要なものとなってきた。

道路法（以下「法」という。）は、これらの利用を道路の特別使用である道路の占用として位置付け、道路本来の機能を阻害しない範囲で認めている。

なお、道路を占用するためには、以下の要件を満たし、かつ、道路管理者の許可を受ける必要がある（法第32条及び第33条）。

- ① 道路に占用しようとする物件が法第32条第1項各号に該当するものであること。
- ② 道路の占用が道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであること。
- ③ 道路の占用の期間、場所等について政令で定める基準に適合していること。

<占用の特例>

- ・国の行う事業のための占用については、道路管理者に協議し、同意を得れば足りる（法第35条）
- ・公益事業に係る物件については、道路管理者に工事計画書を提出し、上記③の基準に適合する場合は許可を与えなければならない（法第36条）

このような法規制の下で、道路には極めて多くの占用物件が設置されており、特に公益事業用施設の道路への依存度は高くなっている。

公益事業用施設の道路占用状況(全国)

公益事業名	単位		設 置 総 数		備考
			うち道路占用	道路占用の割合	
電信電話事業 (NTT)	電柱	万本	1,188	475	40.0%
	管路	千km	663	650	98.0%
電 気 事 業	電柱	万本	2,292	794	34.6%
	管路	千km	52	52	100.0%
ガ 斯 事 業	千km	225	203	90.2%	H15.12末現在
水 道 事 業	千km	579	579	100.0%	H16.3末現在
下 水 道 事 業	千km	372	372	100.0%	H15.3末現在
地 下 鉄 事 業	km	827	629	76.1%	H17.4.1現在